

第1章 総則

(条例制定の目的)

第1条 この条例は、おいらせ町のまちづくりに関する基本的な事柄を定め、町民、行政、議会の権利と責任を明らかにすることにより、前文に掲げたまちづくりの理念の実現を図ることを目的とします。

【①(用語の定義)】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は以下の各号に定めるものとします。

- (1) 町民 おいらせ町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人、または町内で事業活動その他の活動を行う人または団体をいいます。
- (2) 協働 町民、行政および議会が共通の目的を実現するために、それぞれの責任と役割を認識し、お互いの立場を尊重しながら、対等な関係に立って協力して行動することをいいます。
- (3) 参加 町民が理想の地域社会を実現するために、町政とその評価に主体的に関わり、行動することをいいます。
- (4) 町政 町の行政、政治、公益活動を含む総合的活動を総称していいます。
- (5) 行政 おいらせ町の【②執行機関】をいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、おいらせ町の自治の根本を担う最高規範であり、町民、町長および町職員、議会はこれを遵守しなければなりません。町政運営にあたってはこの条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

①「まちづくり」についての定義が必要ではないか？

→定義をすると、まちづくりの活動の幅が狭まるおそれがあるため、敢えて定義する必要はない。

②名称を列挙した方がよいのではないか？
(町長、教育委員会、農業委員会 etc・・・)

→解説文の中で列挙する。

第2章 町民の権利

(生活に関する権利)

第4条 【③おいらせ町民には、生活に関する以下の権利があります。】

- (1) 生涯にわたり健康で安全に生活する権利。
- (2) 豊かな自然環境のもとで生活を送る権利。
- (3) 心に不安なく、人間らしい生活を送るために必要な収入を得る権利。
- (4) 外出を希望する限り、徒歩、自家用車、公共交通【④手段】などの手段により、重くない負担で移動する権利。
- (5) 子どもから高齢者まで誰もが自由に学ぶ権利。

【⑤子どもの権利】

第5条 おいらせ町の子どもは、みな健やかに成長する権利があります。

【⑥(個人情報)】

第6条 おいらせ町民には個人情報やプライバシーを【⑦大切にされる】権利があります。

(参加に関する権利)

第7条 おいらせ町民には、まちづくりの主体者として、参加に関する以下の権利があります。

- (1) 行政と議会、地域の【⑧状態】を知る権利。
- (2) 政策の形成、実施、評価に参加する権利。
- (3) 政策形成、実施、評価やまちづくり活動において、自由な意思を表明し、そのことにより不利益を受けない権利。

③「町民は・・・権利を目指し努力します」ではどうか。

→修正不要。

(1)～(3)は「生活を送る権利」として、一つにまとめてもよいのではないか。

→(1)、(2)は一つにまとめてもよいと思われるが・・・(保留)

④不要。→削除することとする。

⑤「子ども」の定義が必要ではないか

→定義不要。

⑥「個人情報に関する権利」としてはどうか。→意見のとおり修正する。

⑦表記が平易ではないか。

→「尊重する」に修正する。

⑧「実態」、「状況」等の表現の方が分かりやすいと考えられる。

→「状況」に修正する。

第3章 町民の役割と責任

(自立と自律)

第8条 おいらせ町民は、まちづくりの【⑨主体者】として、自立の精神に則り、自ら解決できる問題は自ら解決しなければなりません。

2 おいらせ町民は、自律の精神に則り、自らの発言と行動に責任を持たなければなりません。

⑨一般的には「主体」ではないか。
→意見のとおり修正する。

(まちづくりへの参加)

第9条 おいらせ町民には、地域活動、公益活動、ボランティア活動など自主的な活動により、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

(行政、議会との協働)

第10条 おいらせ町民には、行政と議会について学び、理解することにより、暮らしやすい地域社会をつくる役割があります。

2 町民には、町民、行政、または議会と協働でまちをつくる役割があります。

(互いの権利を守る責任)

第11条 おいらせ町民は、お互いに協力して子どもを守り育て、障がい者、お年寄りなど手助けを必要としている町民を思いやり、町民の幸福を実現するために努力しなければなりません。

(ふるさとを守り伝える責任)

第12条 おいらせ町民は、ふるさとの歴史と文化を次代に伝えるために努力しなければなりません。また、環境汚染を防ぎ、豊かな自然環境を次代に引き継ぐために努力しなければなりません。

第4章 町長、町職員の役割と責任

(役割と責任)

第13条 おいらせ町長は、町の代表者として、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

- 2 おいらせ町職員は、【⑩町民のために働く者】として町長を補助し、町民の権利を守り、この条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

⑩「町民の奉仕者」としてはどうか。
→修正不要。

(行政の執行)

第14条 おいらせ町長および町職員は、町民のために働く者として健全な財政運営のため、効率的な予算編成と、開かれた予算執行を行わなければなりません。

- 2 おいらせ町長および町職員は、職務への創意工夫、学習により自らの資質を向上させる努力をしなければなりません。
- 3 おいらせ町長および町職員は、行政内部で情報を共有し、総合的に職務にあたらなければなりません。

(町民との関係)

第15条 おいらせ町長および町職員は、町民と同じ視点に立って総合的に職務にあたらなければなりません。

(苦情・相談への対応)

第16条 行政は、町民から苦情や相談を受けたときは、これを尊重し、速やかにかつ誠実に対処しなければなりません。

(情報公開と説明責任)

第17条 おいらせ町長および町職員は、町の行政に関する事柄について、情報の提供に努めるとともに、町民にわかりやすく説明しなければなりません。

(危機管理)

第 18 条 おいらせ町長および町職員は、町民の生命および財産を守るため、常に適切な対応ができるよう、努めなければなりません。

第 5 章 議会の役割と責任

【(⑩議会の責任)】

第 19 条 おいらせ町議会は、全町民の代表として、町民の意思を尊重しなければなりません。

2 おいらせ町議会は、健全な予算執行により、効率的な議会運営を行わなければなりません。

(議会の役割)

第 20 条 おいらせ町議会は、行政運営が正しく行われているかを監視するとともに、政策形成機能を高めなければなりません。

(情報公開)

【⑫第 21 条 おいらせ町議会は、その活動を町民に公開し、開かれた議会運営を進めなければなりません。】

(議員の責任)

第 22 条 おいらせ町議会議員は、全町民の代表として公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

2 おいらせ町議会議員は、【⑬職務への創意工夫】、学習により自らの資質を向上させなければなりません。

第 6 章 まちづくりの基本原則

(自己決定と連携)

第 23 条 おいらせ町は、地方自治の理念に則り、国および青森県と対等な立場で相互に協力してまちづくりにあたります。

⑩町長と職員については、第 4 章で「役割と責任」となっている。形式を統一するべきではないか。



- ・第 19 条の見出しを「議会の役割と責任」とする。
- ・旧第 20 条を新第 19 条第 2 項とする。
- ・旧第 19 条第 2 項を新第 20 条第 1 項とし、見出しを「議会の運営」とする。(別紙参照)

⑫この条文と第 19 条とを合わせて、議会の責任という括りにしてはどうか。

→新第 20 条第 2 項とする。(別紙参照)

⑬職務という表現が議員には馴染まない。「調査・研究」としてはどうか。

→「職務に関する調査・研究」に修正

2 おいらせ町は、他の自治体との相互理解のもと、共通の課題に対しては積極的に連携してその解決に努めます。

(知る権利と情報共有)

第24条 おいらせ町は、町民の知る権利を尊重し、町民、行政、議会の保有する情報を可能な限り共有します。

(個人情報の尊重)

第25条 おいらせ町は、町民の個人情報とプライバシーを【⑭大切にします】。

⑭第6条と同様。→「尊重します」に修正

(参加の保障と協働)

第26条 おいらせ町は、町民のまちづくりへの参加機会を保障します。

2 おいらせ町は、町民が地域活動、公益活動、ボランティア活動など自主的な活動に参加しやすい環境を整備し、町民、行政、議会の協働によるまちづくりを進めます。

(住民投票)

【⑮第27条 おいらせ町の重要事項については、町民、町長、議会の発議により、住民投票を行うことができます。】

⑮「町の重要事項」ではなく、「町政に関する重要事項」とか「まちづくりに関する重要事項」とした方がよい。→修正不要。

第7章 まちづくりのしくみ

(総合計画)

第28条 行政は、計画的な行政運営を行うため、定められた期間ごとに総合計画を策定して事業を実施します。

2 総合計画の策定にあたっては、当初から町民との協働により進めます。(or進めなければなりません。)

また、重要事項については、事例を列挙すべきである。→解説文で説明する。

第2項として、「住民投票に関する事項は別に条例で定める」旨の規定を置き、住民投票の結果の扱いも含める。

→第39条で他の条例、規則等への委任をうたっているため、敢えて規定を置く必要はない。解説文で説明する。

(財政)

第29条 行政は、効率的で健全な財政運営を図るため、財政計画を策定します。

2 行政は、町民に理解しやすい予算説明書を作成し、【⑯決算においては予算単価、費用効果を検証して、これを公表します。】

(行政評価)

第 30 条 行政は、効率的な行政運営を行うため、⑰計画、予算、執行を評価して事業を進めます。

2 行政評価にあたっては、可能な限り町民との協働により進め、結果は公表して施策の見直し、改善に反映させます。

(情報公開・情報共有)

第 31 条 行政は、町民が希望する行政に関する情報は可能な限り公開し、これを町民と共有します。

(審議会、委員の公募)

第 32 条 審議会やその他の附属機関の委員には、町民から公募により選ばれた委員が含まれることを原則とします。

(参加の保障)

第 33 条 行政は、行政と町民との相互理解を深めるため、直接対話による情報共有の機会を設けます。

2 行政は、町民の生活に関わる政策の策定にあたって、町民が直接意見を提出することができる機会を設けます。

3 【⑱ 行政は、町民からの苦情や相談に対処した結果を、町民の不利益にならない方法により行政内部で共有するとともに、可能な限りこれを公開し、行政運営に生かします。】

(行政監視)

第 34 条 おいらせ町は、行政が適法かつ公正に行われているかについて監視し、改善に関する提言をする⑲第三者による機

⑯「決算状況を検証し、公表する」ではどうか。

→「決算においては、費用対効果を検証して、これを公表します」に修正。

⑰「計画、執行、検証についての評価を行う」とした方がよい。→修正不要。

⑱「参加の保障」という見出しの内容と離れている。むしろ 31 条の情報公開・情報共有の方に含めるべきではないか？

→意見のとおり修正。

関を設けます。

【⑳ (議会の公開)】

第 35 条 議会は、町民に開かれた議会とするため、工夫してその公開を進めます。

【㉑ (選挙)】

第 36 条 おいらせ町は、町民が参加しやすい選挙を実施するため、工夫して候補者と町民の情報共有の機会を設けます。

第 8 章 施行後の検証と見直し

(運用状況の検証)

第 37 条 おいらせ町は、この条例の運用状況を、【㉒ X年を超えない期間ごとに検証し、公表します。】

(条例の見直し)

【㉓ 第 38 条 この条例の見直しにあたっては、広く町民の意見を聴かなければなりません。】

第 9 章 補則

(委任)

第 39 条 この条例に定めるもののほか、この施行にあたり必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は平成 年 月 日から施行します

⑱仮に設置主体が行政の場合、「第三者」という表現は適切ではない。→修正不要

⑳この見出しについては表現を変えた方がよい。例えば、文中にある「開かれた議会」としてはどうか。→意見のとおり修正

㉑条文の内容が情報共有に関する事なので、表現を変えるべきである。

→「選挙における情報共有」に修正

㉒運用状況は毎年公表するべきである。

→「毎年公表します」に修正

運用検証するための組織を設置する旨の規定を置く。

→第 2 項として、「・・・組織を設置します」という規定を設ける。

㉓「見直しを何年かごとに行う」という趣旨の規定にするべき。

→素案を第 2 項とし、新たに第 1 項として「見直しは、5 年を超えない期間ごとに行うものとする」趣旨の規定を置く。